

# 臨時福祉給付金（経済対策分）の 申請受付を開始します

申請期間 5月1日(月)～11月1日(水)

## 臨時福祉給付金（経済対策分）とは？

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施しているものです。今回は、国の経済対策の一環として、平成29年4月～平成31年9月までの2年半分を一括支給します。

### 【支給対象者】

原則、平成28年1月1日時点で西条市に住民票があり、平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない方（平成28年度臨時福祉給付金・3千円の支給対象者）

※次に該当する場合などは支給対象外です。

- ご自身を扶養している方に、平成28年度市民税（均等割）が課税されている場合
- 生活保護制度の被保護者となっている場合

### 【支給額（1回のみ）】

支給対象者1人につき、1万5千円

## 給付金の申請方法

### 【申請方法】

支給対象と思われる方（世帯）に申請書（請求書）と案内チラシを4月下旬に送付しています。

申請書が届いたら、内容をご確認の上、必要事項を記入・押印して市へ郵送するか、市の受付窓口へ直接提出してください。

### 【申請に必要な書類】

- ①申請書（対象と思われる方に郵送）
- ②支給対象者全員分の本人確認書類（運転免許証または健康保険証など）の写し
- ③給付金を受け取る口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給を受けた方で、今回も同じ口座への入金を希望される場合に限り、②③の書類は不要です（代理受給者の口座を除く）。

## 注意事項

- 申請受付後、支給の可否を審査します。
- 給付金の支給後に、支給対象でないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。
- DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の方の手続きについては、別途ご相談ください。

## 臨時給付金の問い合わせ先・受付窓口

- 市庁舎本館1階 臨時福祉給付金事務局 TEL0897-52-5786
- 各総合支所 臨時福祉給付金受付窓口  
東予：TEL0898-64-2700 丹原：TEL0898-68-7300 小松：TEL0898-72-2111
- 厚生労働省 給付金専用ダイヤル TEL0570-037-192（オー！みな いいきゅうふ）

## 給付金をかたる “振り込め詐欺” “個人情報詐取” にご注意ください！

「臨時福祉給付金」をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。市担当者や厚生労働省職員が電話や訪問によって、世帯状況や金融機関の情報をお伺いすることはありません。市や厚生労働省（の職員）をかたった不審な電話や郵便があった場合は、上記事務局や最寄りの警察署（または、警察相談専用電話「#9110」）へご相談ください。

ATMの操作や  
手数料の振込などを  
求めることは  
絶対ありません！



厚生労働省  
給付金キャラクター「カクニンジャ」